

外交称号、日本国源某

高橋公明

はじめに

室町幕府・豊臣政権・江戸幕府という武家政権は、いずれも主体的な外交を行なった。そして、いずれの政権においても、日本の天皇と明・清の皇帝というふたつの権威のはざまに立ち、肯定的であれ否定的であれ、あるいは積極的であれ消極的であれ、両者に対してなんらかの選択をしなければならなかった。外交文書で用いられる首長の外交称号と年号は、それを象徴的に表現するものである。例えば「日本国王源道義」「日本国関白秀吉」という外交称号、明年号・日本年号あるいは干支だけの無年号表記などがそれぞれ選択された。

「日本国源某」は、そのようにして選択された奇妙な外交称号である。この称号は、国名・姓・実名の順に表現されているだけで、なんら日本の首長であることを積極的に自己主張していない。それにもかかわらず、長期間にわたって対外的に日本を代表する称号としてもちいられてきた。本稿では、この称号を中心的な素材として

さまざまな検討を行なう。

方針をおおまかに示せば、第一に、武家政権首長の外交称号全体のなかでの「日本国源某」の位置づけを行なうこと、第二に、この称号を媒介にして、徳川家康・秀忠・家光の時代の外交姿勢について、とくに政権の二元性について考えること、以上の二点である。

一、「日本国源某」と「日本国関白秀吉」

(一) 室町將軍の外交称号

室町幕府は、明・朝鮮・琉球・旧港（スマトラ島パレンバン）と外交関係をもった。このうち、琉球との関係においては、琉球国王に宛てた室町將軍の外交文書に称号はもちいられず、旧港との関係においては、室町幕府側の対応が不明である¹⁾。そこで、明・朝鮮について、室町將軍がどのような称号をもちいたのか概観してみよう。

明との外交関係は、十五世紀初頭にはじまり、十六世紀中頃まで続く。それは、明の皇帝が室町將軍を日本国王に任命する、いわゆ

る冊封関係を基軸とするものである。したがって、ここでは「日本国王臣源某」という外交称号がもちいられた⁽²⁾。

ところで、一四一一年以来、足利義持が明との関係を断つたことはよく知られている。一四一九年、復交を求める明の使者を追い返す時、室町幕府は「征夷大將軍某、告「元容西堂」という文言ではじまる文書を元容西堂にもたせている。この文書の特徴は、「征夷大將軍」と義持が自称していること、および、明使に直接宛てず、義持が元容西堂に告げさせる形式をとっていることである。ここには、「征夷大將軍」は日本の首長ではなく、かつ、主体的に外交を行なう権能もないという観念が消極的に表現されている⁽³⁾。

朝鮮との関係において、室町將軍はさまざまな外交称号をもちいている。足利義満については間接的な証拠しかないが、明との冊封関係をそのまま反映させて、明年号とともに国王号をもちいたようである。それ以後の事例については表Ⅰに示した⁽⁴⁾。

「日本国源某」という称号をはじめもちいたのは義持である。義持は同時に日本年号ももちいており、これらは冊封関係の否定が対朝鮮関係に反映したものである。ここでは、冊封関係の否定が、征夷大將軍を示す称号の使用につながらなかったことに注意すべきである。先の対明断交を告げる文書ともあわせて考えてみると、武家政権首長の外交称号として征夷大將軍はふさわしくなかったようである。

義持以降、冊封関係が復活したにもかかわらず、義教・義政(義

成)・義澄(義高)・義晴のいずれも「日本国源某」という称号をもちいている。このように、「日本国源某」は室町將軍の朝鮮むけの外交称号として定着した。そして、そこには原則もあつた。

まず、①から⑬までの義持・義教・義政についてみよう。「日本国源某」は、①―③(義持)、④(義教)、⑩―⑬(義政)でもちいられている。そのうち、⑬以外のすべてが征夷大將軍に在職中の事例である。すなわち、この外交称号は室町將軍が在職中にもちられるものであつた。それ以外の称号はすべて在職前か後であつた。在職中は、天皇など伝統的権威からの影響を受けやすいということを示している。

また、先に述べたように義持は日本年号をもちいたが、以後はもちいられず、⑨が明年号、その他が干支表記だけで無年号であつた。冊封関係の復活による影響であろう。

つぎに、⑭から⑳までの義澄・義晴についてみてみよう。いずれも將軍在職中であり、㉑「日本国源義澄」と㉒「日本国王源義晴」に注目しなければならぬ。義澄については㉑と㉒「日本国源義澄」のどちらをとるかで評価がやや異なる。㉑であれば、義政までの状況と同じ、㉒であれば、天皇など伝統的権威からの影響の弱体化、あるいは冊封関係による影響の強化を示している。義晴の㉑についても㉒と同様の評価ができる。ところが、㉑で日本年号、㉒では国王号をもちいながら日本年号をもちいるなど、年号のありかたからすれば天皇など伝統的権威からの影響が強化されたようにもみえる。

このように、全体としてみるならば外交儀礼としての一貫性を欠いており、室町將軍と天皇および明の皇帝などの權威との緊張関係が弱まったことを示している。

(二)、豊臣秀吉の外交称号

豊臣政権は、明・琉球・朝鮮・インドのポルトガル勢力・フィリピン・スペイン勢力・台湾と外交関係をもった。あるいは、もうとうとした。表IIは、その時の豊臣秀吉がもちいた称号などの一覧である。ただし、明に対して秀吉が直接発給した文書はない。

まず、自称についてみると、①—⑤のすべてが関白を含んだ表現となっていることが確認できる。征夷大將軍を外交称号としてみちいかなかった。あるいはもちいることができなかった室町將軍の場合と比べて、この点是对照的である。これを三鬼清一郎は、関白の「万機を掌握して天皇に奏上する任務は天皇と一体化したもので」、「秀吉は天皇大権に基いて、それを自らのものとして外交権を行使した」と評価している⁽⁵⁾。したがって、①—⑤のすべてが日本年号をもちいているのである。

つぎに、他称についてみると、①「琉球国王閣下」、②「朝鮮国王閣下」と、閣下をもちいて相手国首長への敬意を表現していることが確認できる。この時、琉球は「日本国関白殿下」、朝鮮は「日本国殿下」と、いずれも殿下をもちいている⁽⁶⁾。豊臣政権は、明らかに琉球・朝鮮を日本より一段低く位置づけたのである。室町幕府は、相互に殿下をもちいるなど、朝鮮とは基本的に対等な関係に

外交称号、日本国源某(高橋)

あった。琉球に対しては、外交称号をもちいず、仮名書きの文書をもちいるなど、相互の位置関係、あるいは相手を外国とみなしているのかどうかも不明な関係であった⁽⁷⁾。いずれにしても、豊臣政権の尊大な姿勢は明瞭である。

いずれも、武家政権でありながら、室町幕府と豊臣政権の外交姿勢はきわめて異なっていた。それぞれの姿勢は、それぞれの政権の首長が就いた官職に由来する觀念によつて支えられていた。征夷大將軍は、それ自体、外交権の行使を正当化するものではなく、武門の棟梁であることを確認する官職であった。したがって、室町將軍は、冊封という外の權威に頼つて、外交における主体性を確保する必要があつたのである。それに対して、関白という官職には、先に引用したように、それ自体、外交権の行使を正当化するという觀念が含まれていた。

二、征夷大將軍と「日本国源某」

(一)、徳川家康・秀忠・家光の外交称号

徳川家を中心に編成された江戸幕府は、その首長のつくべき官職として征夷大將軍を選択した。この点では室町幕府と類似している。一方、明との冊封については、成立させようとする意図もあつたようだが、結果的には成立しなかつた。この点では、積極的に拒絶したという違いはあるが、足利義持の政権および豊臣政権とやや共通

の状況にあった。この時、どのような外交称号が選択されるのであろうか。

ここでは、一五九九年から一六三六年にいたる徳川家康・秀忠・家光三代の外交称号について検討する。まず、表IIIによって基本的な事実を確認しておこう。

徳川家康は、大泥(パタニ)・安南(アンナン)・呂宋(ルソン)・東埔寨(カンボジア)・占城(チャンパ)・暹羅(シヤム)・田弾(?)・阿蘭陀(オランダ)・濃毘数般(ノバイスパニア)・五和(ゴア)・伊加羅諦羅(イギリス)という国家・地域に対して外交文書を直接発給している。なお、呂宋・濃毘数般はそれぞれフィリピン・メキシコのスペイン勢力、五和はインドのポルトガル勢力である。これらのうち、⑫「日本国大將軍源家康」(安南、一六〇四年)、⑬「日本国従一位源家康」(安南、一六〇五年)、⑭「日本国主源家康」(阿蘭陀、一六〇九年)の三例を除いて、残りのすべては「日本国源家康」と自称している。

秀忠は、呂宋・朝鮮・えすはんや(スペイン)・濃毘数般・五和・暹羅という国家・地域に対して外交文書を直接発給している。これらのうち、⑨「日本国大納言源秀忠」(呂宋、一六〇三年)、⑳「日本国征夷將軍源秀忠」(呂宋、一六〇七年)、㉑「日本国征夷將軍源秀忠」(呂宋、一六〇八年)、㉒「日本国征夷將軍源秀忠」(えすはんや、一六一〇年)、㉓「日本国征夷將軍源秀忠」(濃毘数般、一六一二年)、㉔「日本国征夷將軍源秀忠」(五和、一六一二年)の六例

は官職をもちいて自称し、㉕(朝鮮、一六〇七年)、㉖(朝鮮、一六一七年)、㉗(暹羅、一六二二年)、㉘(暹羅一六二三年)の四例は、いずれも「日本国源秀忠」と自称している。

家光は、㉙(朝鮮、一六二四年)、㉚(安南、一六二五年)、㉛(暹羅、一六二九年)、㉜(朝鮮、一六三六年)の四例あり、いずれも「日本国源家光」と自称している。ただし、㉝は事情があり、発給されなかった(後述)。以上が概観である。

全体的には、やはり「日本国源某」が主流である。しかし、室町時代と異なる点もある。第一に、あれほど外交称号になりにくかった征夷大將軍を秀忠が自称している。第二に、国王号をもちいた事例がひとつもない。第三に、朝鮮以外の国家・地域に対しても「日本国源某」をもちいている。

第一の点については後で検討するが、征夷大將軍という官職についての観念が変化したというわけではなく、当時の家康との関係に対応した現象である。第二の点については、政治思想の立場からつぎのように補足できる。国王号が国家首長を示す普通名詞になっていたとすれば、冊封がなくても国王号をもちいた称号があつてもよいはずである。それが無いということは、国王号が普通名詞とはなつておらず、いぜんとして冊封によって受与される称号であるという観念が強く存在していることを示している。その点からすれば、室町時代と共通している。第三の点は、そのような政治思想と冊封がないということから必然的に生じた現象で、「日本国源某」が武家政

権首長の外交称号として、さらに定着したことを示している。

また、年号についてみると、①(大泥、一五九九年)、②(朝鮮、一六〇七年)、③(東埔寨、一六一〇年)、④(朝鮮、一六一七年)、⑤(朝鮮、一六二四年)の五例以外はすべて日本年号をもちいており、ここにも冊封がなかったことによる反映がある。

(二)、外交の二元性

江戸幕府成立期の政治のありかたを二元政治と表現することがある。例えば、駿府に家康、江戸に秀忠がそれぞれ拠点をおき、家康がすべての権限を集中するのではなく、秀忠にもある種の権限を認めるといような状態をそのようにいう。この時の両者の立場は、家康が武家政権の首長で、かつ、徳川家の家長であるのに対し、秀忠はその息子で現職の征夷大將軍ということになる。このような現象は秀忠と家光とのあいだにも生じた。ここでは、この二元性が外交のなかでどのように表われるかを検討する。そこで、表Ⅲをもう少し細かくみてみよう。

家康は、元和二年(一六一六)四月十七日に死去するまで徳川家の家長であった。そのうち、征夷大將軍であったのは慶長八年(一六〇三)二月十二日から慶長十年四月十六日までであった。したがって、家康の立場は三期に分けることができる。第一期は、慶長三年八月十八日から慶長八年二月十二日までである。この時期は征夷大將軍に就職する前にあたり、家康は、秀吉死後の五大老・五奉行によって運営される武家政権の第一人者の立場にあった。表Ⅲでこ

の時期に含まれるのは①—⑧で、すべて「日本国源家康」と自称している。第二期は、慶長八年二月十二日から慶長十年四月十六日までで、家康は征夷大將軍の地位にあった。該当するのは⑩—⑫で、

⑫の「日本国大將軍源家康」以外は「日本国源家康」と自称している。⑫は、征夷大將軍を武家政権首長の外交称号にしようとする意図の存在を示すものである。第三期は、慶長十年四月十六日から元和二年四月十七日までである。該当するのは、⑬—⑲、⑳—㉑、㉒—㉓、㉔—㉕、㉖—㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿の「日本国源家康」以外はすべて「日本国源家康」と自称している。㊿の官位を称号に含めたのは、㊿と同じく、天皇など伝統的権威との結びつきを強調した文言である。ただし、いずれも単独の事例にとどまり、慣用とはならなかった。㊿の「国主」という文言も、自称としてはこの例以外にはない単独の事例である。ただし、家康の家臣が外国に宛てた外交文書のなかに「日本国主源君」と家康を表現した例はいくつかあり、今後、検討する必要があるであろう。⑨。

以上の全期間を通じて、家康は徳川家の家長であり、武家政権の首長であった。そして、全体としてみるならば、やはり「日本国源家康」が圧倒的に主流であった。このことを前提にして、秀忠の外交称号との関係をみてみよう。

秀忠が征夷大將軍であったのは慶長十年(一六〇五)四月十六日から元和九年(一六二三)七月二十七日までで、徳川家の家長であったのは、家康の死去した元和二年四月十七日から秀忠の死去した寛

永九年(一六三二)一月二十四日までである。そして、家康との二元性が問題となるのは元和二年四月十七日以前の事例である。表IIIでは⑨・⑳・㉔・㉚・㉛・㉜・㉝・㉞・㉟がそれに該当する。

⑨は、秀忠どころか家康ですら征夷大將軍に就職していない時期の事例である。それ以外はすべて秀忠が征夷大將軍である時期の事例である。そのうち、㉔以外はすべて大納言とか征夷大將軍などの官職を含んだ称号である。これら在家康の⑫・⑬・⑳と同一に評価すべきであろうか。一時的な現象にとどまり、どのような称号をもちいたにせよ武家政権の首長であることが明白な家康と異なり、秀忠の場合はある種の原則と考えるべきであろう。すなわち、家康と区別し、武家政権の首長でないことを明確にするために、あえて官職を称号に含めたと解釈するのである。そのように理解した時、逆に㉔の「日本国源秀忠」という自称は無視できない。ここでは、明らかに秀忠が武家政権の首長として日本を代表している。

以上を整理してみよう。注目しなければならぬのは、㉔の宛先が朝鮮であるということである。朝鮮以外の国家・地域に対し、家康は武家政権の首長として日本を代表し、朝鮮に対しては、秀忠が現職の征夷大將軍として日本を代表している。このように理解することができよう。

室町幕府の政治のなかで、父が武家政権の首長で息子が征夷大將軍という時期はなんどもあった。しかし、そのような時期において、秀忠にあたる人が、外交文書を発給するなど、主体的に外交を行なっ

た例はひとつも知られていない。したがって、室町幕府との比較で考えるならば、秀忠を問題にしなければならぬ。

そこでまず、㉔について考えてみよう。慶長十二年(一六〇七)に来日した朝鮮の回答兼刷還使はその儀礼の相手をあくまでも家康と考えていた。そして、それが秀忠に変更されたのは、日本側の強引な要請があつたからである⁽¹⁰⁾。すなわち、朝鮮に対してのみ秀忠が対応しようとしたのは、徹頭徹尾、日本側の事情によるものである。現職の征夷大將軍が朝鮮国と外交関係を結ぶということに、当時の武家政権は高い政治的価値をみだし、そのことによつて、秀忠の立場が強化されることを期待したのである。それほど、日本からみた朝鮮の評価は高かつたのである。

例えば表IIIにおいて、日本年号をもちいず干支表記だけのものは、①・㉔・㉚・㉛・㉜・㉝の五例しかないが、①の大泥、㉚の東埔寨以外はすべて朝鮮宛である。冊封関係がないもかわらず、あえて日本年号をもちいないのは、明の冊封を受けている朝鮮に対するなんらかの配慮であつたと思われる。

また、網羅的な検討は別の機会に譲るが、相手首長に対する敬称にはつぎのような傾向があつた。朝鮮以外の国家・地域から日本に宛てた外交文書では、家康・秀忠・家光を「殿下」あるいは少数ながら「陛下」と呼ぶことが通例であるのに対し、日本から相手の首長クラスに宛てたものでは、「殿下」をもちいた例は数少なく、ほとんど「閣下」・「足下」など一段低い敬称で呼んでいる。ところが、

朝鮮に対しては、例外なく「朝鮮国王殿下」と呼び、対等であることを認めている。このように、当時の外交関係は、朝鮮とそれ以外では明確な区別があったのである。

つぎに、朝鮮以外に宛てた事例について考えてみよう。⑨は、西笑承兌『異国近年御書草案』に収録されており、家康を中心とする武家政権のなかの外交行為であることを示している。そして、本文にも「本朝国政属「内大臣進止」と家康が首長であることを明示する文言がある。⑳は『異国近年御書草案』に収録されており、秀忠側の独自の行為である可能性はあるが、㉑にかかわる対朝鮮外交が駿府政権の強力な指導のもとで行なわれており、どちらともいえない。㉒については金地院崇伝『異国日記』に「右、八月十八日ニ將軍様駿府へ御還御、依り仰、於「駿府城」清書仕也」とあるように、駿府政権による外交である。ところが、㉓・㉔は『異国日記』に収録されており、㉕については『異国日記』に「右之書ハ江戸ニテ誰人書候も不レ存候」と書かれるようになる。しだいに秀忠側の独自性が強くなっていく。こうなると、家康との儀礼上の違いは「日本国征夷大將軍源秀忠」と自称しただけである。朝鮮以外に対して「日本国征夷大將軍源秀忠」などと自称した。あるいはしなければならなかった理由はここにあった。

(三)、二元性の解消

ここでは、秀忠と家光の二元性について検討する。家光が征夷大將軍であったのは元和九年(一六二三)七月二十七日から死去した

慶安四年(一六五一)四月二十日までである。秀忠との二元性が問題となるのは、元和九年七月二十七日から秀忠の死去した寛永九年(一六三二)一月二十四日までで、表Ⅲで該当するのは⑭―⑮である。

すべて「日本国源某」と自称しており、それぞれが日本を代表している。⑭の秀忠は、家康と秀忠の二元性が存在した時期の家康の立場に相当している。しかし、以後、外交文書を発給した事例はなく、自動的に二元性は解消されたことになる。それに対して、⑯・⑰の家光は、同じく前代の朝鮮に対する秀忠の立場に相当している。ただし、朝鮮だけでなく、安南・暹羅に対しても日本を代表している。なお、⑱が発給されなかったのは、家光の称号が問題となつたからではなく、日本国側の安南に対する評価がさがり、酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝連名のものに変更されたためである。したがって、事例として含めても問題は無い。

この時期、秀忠は一貫して徳川家の家長であった。そして、武家政権の首長でもあったと思われる。それにもかかわらず、家康と異なり、外交に限っては日本を代表する地位を家光に譲った。それは⑭から⑰のあいだで、概ね寛永元年(一六二四)頃であった。征夷大將軍の職にあるものが日本を代表するという外交慣習はここからはじまる。

室町幕府・豊臣政権も含めて、これまで日本を代表していたのは武家政権の首長である。それぞれの首長が、征夷大將軍とか関白に

在職したり、あるいは退職したりすることによって、外交称号はならぬかの影響を受けてきた。しかし、日本を代表するという立場が変更されたことはない。家康・秀忠の二元性が問題となった時、現職の征夷大將軍である秀忠は、朝鮮に対してのみ、武家政権の首長ではないにもかかわらず日本を代表した。家光は、それを朝鮮以外にも拡大した。それは、「日本国源某」が征夷大將軍の外交称号になったことを意味する。

おわりに

江戸時代、大君という有名な外交称号があった。ただし、これはきわめて奇妙な称号で、朝鮮国王が征夷大將軍に宛てる文書にもちいられる他称であった。すなわち、朝鮮国王が征夷大將軍を「日本国大君殿下」と呼ぶのである。この称号は寛永十三年(一六三六)から日本側の要請によってもちいられるようになった。ところが、表Ⅲの③にあるように、その時、日本側は「日本国源家光」とこれまでどおりの自称をしている。ただし、朝鮮に対して、はじめて日本年号をもちいており、その点についての配慮はなくなった。

正徳の治で自称・他称ともに日本国王号がもちいられた時以外、朝鮮から「日本国大君殿下」と呼ばれ、自らは「日本国源某」と自称する奇妙な外交慣習は継続される。大君号についてはともあれ、「日本国源某」という外交称号は、このように長期間にわたって使

用されたのである。

この時、「日本国源某」が征夷大將軍の外交称号なのか、あるいは武家政権首長のそれなのか、厳密に判定することは困難である。

家光以降の江戸将軍で、秀忠に対する家康、家光に対する秀忠の立場になりえたのは、家重に対する吉宗と、家慶に対する家斉だけで、かつ、現実にその立場を行使したのは家斉だけである。外交だけでなく、政治全般において、征夷大將軍と武家政権首長の一体化が進行したのである。寛永十三年以降、朝鮮から九回使節が来日しているが、それらのすべてが現職の征夷大將軍で同時に武家政権首長である人が対応している。したがって、「日本国源某」という外交称号をどちらと結びつけることも可能である。ただし、これまでの検討が示すように、この称号が征夷大將軍ともつとも深く結びついたことだけは確かである。

注

(1) 琉球については、田中健夫「文書の様式より見た足利將軍と琉球国王の關係」(『対外關係と文化交流』思文閣、一九八二年)一〇八—一一頁。旧港については、拙稿「中世西日本海地域と対外交流」(森浩一編『日本海と出雲世界・海と列島文化2』小学館、一九九一年)三四六—三四八頁。

(2) 拙稿「室町幕府の外交姿勢」(『歴史学研究』五四六号、一九八五年)二四頁にあるように、冊封を受ける直前に「日本国臣源義教」と称した例はある。ただし、これは国王号と冊封との關係を厳密に対応させたためで、冊封された後は、当然、王号をもちいることが

前提とされている。そうでなければ、文書のなかで明年号をもち、明の皇帝に対して、自らを「臣」と称することはない。

- (3) 前掲(2)、二二二―二四頁。
- (4) この表については、前掲(2)、二七頁、および田中健夫「足利将軍と日本国王号」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年)二六―二八頁、を参照。
- (5) 三鬼清一郎「関白外交体制の特質をめぐって」(『日本前近代の国家と対外関係』七九頁)。
- (6) 「続善隣国宝記」(『続群書類従』三〇輯上、続群書類従完成会、一九三二年)四〇二―四〇三頁。
- (7) 朝鮮については、拙稿「外交文書、『書』・『咨』について」(『年報中世史研究』七号、一九八二年)七三―七八頁。琉球については、前掲(1)、田中論文、一一一―一二三頁。
- (8) 高木昭作「江戸幕府の成立」(『岩波講座日本歴史9・近世1』岩波書店、一九七五年)一一一―一二四頁。
- (9) 『異国日記』(影印本・異国日記―金地院崇伝外交文書集成―)東京美術、一九八九年。「慶長十七年、本多正純より天川港知府事宛、同じく五和將軍ドン・ディオゴ・デ・ヴァスコンシエロス宛の返書」「慶長十七年、後藤庄三郎より天川港知府事宛の返書」など。
- (10) 拙稿「慶長十二年の回答兼刷還使の来日についての一考察」(『名古屋大学文学部研究論集』史学三一、一九八五年)八一―九頁。

〔後記〕

筆者は、一九八七年、鈴漢学術財団より研究主題「近世初期における外交文書の系統的研究」に対して研究助成を受けた。本稿はその研究成果の一部である。ここに感謝の意を表わすものである。

外交称号、日本国源某(高橋)

表I 室町將軍の外交称号(对朝鮮)

番号	自 称	年 号 (西曆)	典 拠 (西曆)
①	日本国源義持	日本年号使用	太宗卷二・一一年一月丁亥(二四一一)
②	日本国源義持	応永二十九年五月日(一四二二)	世宗卷六・元年二月丁亥(二四一九)
③	日本国源義持	応永三十年七月日(一四二三)	善隣・中
④	日本国奉三宝弟子道詮	応永三十一年八月初吉(一四二四)	世宗卷二・五年二月壬申(二四二三)
⑤	日本国道詮		善隣・中、世宗卷二六・六年二月戊午(二四二四)
⑥	日本国道詮	応永(戊カ)申三月日(一四二八カ)	世宗卷二八・七年四月辛亥(二四二五)
⑦	日本国道詮	応永(戊カ)申三月日(一四二八カ)	善隣・中
⑧	日本国源義教	竜集庚申春二月十九日(一四四〇)	善隣・中
⑨	日本国源義成	正統十二年八月日(一四四七)	世宗卷二二〇・三〇年六月乙亥(一四四八)
⑩	日本国源義成		世宗卷二二七・三二年二月辛卯(一四五〇)
⑪	日本国源義成		世祖卷三・二年三月甲申(一四五六)
⑫	日本国源義成		善隣・中(一四五六)
⑬	日本国源義成		善隣・中(一四五六)
⑭	日本国源義成	竜集丙戌春二月廿八日(一四六六)	善隣・中
⑮	日本国源義成	竜集庚寅八月廿八日(一四七〇)	善隣・中
⑯	日本国源義成	竜集壬辰冬十月三日(一四七二)	善隣・中
⑰	日本国源義成	竜集甲午年九月日(一四七四)	善隣・中
⑱	日本国准三宮道慶	竜集丙午八月四日(一四八六)	成宗卷一四〇・一三年四月丁未(一四八二)
⑲	日本国源義高		善隣・下
⑲	日本国源義高	明応八年己未(一四九九)	燕山君卷二・三年二月辛丑(一四九七)
⑲	日本国源義澄	竜集癸未春参月日(一五〇三)	統善、翰林
⑲	日本国源義澄	竜集癸亥(癸未の誤り、一五〇三)	統善
⑲	日本国源義晴	天文拾一年七月日(一五四二)	出 中宗卷四八・一八年五月甲午(一五二二)

- 注 (1) 典拠の略号。太宗→「太宗実録」、以下同。善隣→『善隣国宝記』(国書刊行会、1975年)。統善→『統善隣国宝記』(『統群書類従』第30輯上、統群書類従完成会、1932年)。翰林→『翰林葫蘆集』(『五山文学全集』第4巻、思文閣、1973年)。出→『異国出契』(国立公文書館内閣文庫写本)
- (2) 將軍在職期間。義持(道詮)：応永元年(1394)12月17日—応永30年(1423)3月18日。義教：永享元年(1429)3月15日—嘉吉元年(1441)6月24日。義政(義成・道慶)：宝徳元年(1449)4月29日—文明5年(1473)12月19日。義澄(義高)：明応3年(1494)12月27日—永正5年(1508)4月16日。義晴・大永元年(1521)12月25日—天文15年(1546)12月20日。
- (3) ⑨の年号、「正統」は明年号。

外交称号、日本国源某(高橋)

番号	自 称	年 号 (西曆)	宛 先	典 拠
①	日本国源家康	竜集己亥孟秋上旬(一五九九)	大呂宋泥	近
②	日本国源家康	慶長六年辛丑冬十月日(一六〇二)	呂宋泥	近
③	日本国源家康	慶長六年辛丑小春日(一六〇二)	大呂宋泥	近
④	日本国源家康	慶長七稔歳舍壬寅仲秋初五日(一六〇二)	呂宋泥	近
⑤	日本国源家康	慶長第七竜集壬寅八月日(一六〇二)	呂宋泥	近
⑥	日本国源家康	慶長七稔歳舍壬寅秋九月日(一六〇二)	呂宋泥	近
⑦	日本国源家康	慶長七年壬寅小春初三(一六〇二)	呂宋泥	近
⑧	日本国源家康	慶長八年癸卯孟春嘉辰(一六〇三)	呂宋泥	近
⑨	日本国大納言源秀忠	慶長八年星輯癸卯正月日(一六〇三)	安南	近
⑩	日本国源家康	慶長八稔星次癸卯小春初五日(一六〇三)	安南	近
⑪	日本国源家康	慶長八稔歳舍癸卯小春日(一六〇三)	東埔寨	近

表III 徳川家康・秀忠・家光の外交称号

番号	自 称	他 称	年 号 (西曆)	典 拠
①	日本国関白秀吉	琉球国王閣下	天正十八年竜集庚寅仲春二十有八日(一五九〇)	続善
②	日本国関白秀吉	朝鮮国王閣下	天正十八年仲冬日(一五九〇)	続善
③	関白	印地阿昆會靈	天正拾九年七月廿五日(一五九二)	異往一一
④	日本国関白	小琉球	天正十九年秋季十五日(一五九二)	異往一二
⑤	日本国前関白	高山国	文祿二歳集癸巳十一月初五日(一五九三)	異往二四

表II 豊臣秀吉の外交称号

注 (1) 典拠の略号。続善↓「続善隣国宝記」。異往↓「異国往復書翰集・増訂異国日記抄(異国叢書)」雄松堂、一九六六年復刊。

(2) 宛先。③はインドのポルトガル勢力、④はフィリピンのスペイン勢力、⑤は台湾(高山国はタカサグンに宛てた文字)。

番号	自 称	年 号 (西曆)	宛 先	典 拠
12	日本国大將軍源家康	慶長第九曆歲會甲辰仲秋二十有六 (一六〇四)	安南	近
13	日本国從一位源家康	慶長十載竜集乙巳秋九月日 (一六〇五)	安南	近
14	日本国源家康	慶長第十竜集乙巳暮秋十有九日 (一六〇五)	東埔	近
15	日本国源家康	慶長第十歲會乙巳仲冬日 (一六〇五)	東埔	近
16	日本国源家康	慶長拾壹年星集丙午仲秋日 (一六〇六)	東埔	近
17	日本国源家康	慶長拾一年丙午季秋十九日 (一六〇六)	東埔	近
18	日本国源家康	慶長拾一年星次丙午中秋 (一六〇六)	占泥	近
19	日本国源家康	慶長拾壹年丙午中秋 (一六〇六)	安南	近
20	日本国源家康	慶長拾壹星輯丙午季秋十七日 (一六〇六)	暹羅	近
21	日本国源家康	慶長拾壹年丙午九月廿一日 (一六〇六)	田羅	近
22	日本国源家康	慶長十一年星集丙午冬十二月七日 (一六〇六)	呂宋	通
23	日本国征夷大將軍源秀忠	慶長十二年曆丁未孟春嘉 (一六〇七)	朝鮮 (異)	
24	日本国源秀忠	竜集丁未夏五月日 (一六〇七)	呂宋	外
25	日本国源家康	慶長十三年六月十八日 (一六〇八)	呂宋	本
26	日本国源家康	慶長十三年戊申孟秋日 (一六〇八)	東埔	往
27	日本国源家康	慶長十三年戊申孟秋日 (一六〇八)	呂宋	出
28	日本国征夷大將軍秀忠	慶長戊申仲秋念四日 (一六〇八)	呂宋	異
29	日本国源家康	慶長十三年戊申八月六日 (一六〇八)	東埔	異
30	日本国源家康	慶長十三竜集戊申八月六日 (一六〇八)	東埔	異
31	日本国源家康	慶長十三戊申八月六日 (一六〇八)	東埔	異
32	日本国源家康	慶長己酉孟秋七葉 (一六〇九)	呂宋	異
33	日本国主源家康	慶長十四竜集己酉孟秋二十五葉 (一六〇九)	阿蘭陀	異
34	日本国源家康	竜集十四年己酉十月六日 (一六〇九)	呂宋	異
35	日本国征夷大將軍秀忠	慶長十五年五月四日 (一六一〇)	暹羅	異
36	日本国源家康	慶長十五竜集庚戌初秋日 (一六一〇)	暹羅	異
37	日本国源家康	竜集庚戌孟秋日 (一六一〇)	東埔	異

番号	自 称	年 号 (西曆)	宛 先	典 拠
③⑧	日本国源家康	慶長十六年竜集辛亥季秋日(一六二二)	呂宋	異
③⑨	日本国源家康	慶長十七年七月十日(一六二二)	濃毘數般	異
④①	日本国征夷大将軍秀忠	慶長十七年七月十日(一六二二)	濃毘數般	統善
④②	日本国征夷大将軍秀忠	慶長十七年七月十日(一六二二)	濃毘數般	統善
④③	日本国源家康	慶長十七歲舍壬子九月日(一六二二)	五和	異
④④	日本国源家康	慶長十七歲舍壬子九月日(一六二二)	五和	異
④⑤	日本国源家康	慶長十七歲舍壬子九月日(一六二二)	五和	異
④⑥	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑦	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑧	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑨	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑩	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑪	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑫	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑬	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑭	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑮	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑯	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑰	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑱	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑲	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④⑳	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉑	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉒	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉓	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉔	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉕	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉖	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉗	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉘	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉙	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉚	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉛	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉜	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉝	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉞	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㉟	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊱	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊲	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊳	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊴	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊵	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊶	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊷	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊸	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊹	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊺	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊻	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊼	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊽	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊾	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
④㊿	日本国源家康	慶長十八歲舍癸丑季秋上旬(一六二三)	伊加羅諸羅	異
⑤①	日本国源家光	寛永二年正月(一六二五)	安南	異
⑤②	日本国源家光	寛永六年己巳九月日(一六二九)	暹羅	異
⑤③	日本国源家光	寛永十三年十二月二十七日(一六三六)	暹羅	異

注 (1) 典拠の略号。近→『異国近年御書草案』。異→『異国日記』(金地院崇伝執筆分)。(異)→『異国日記』(崇伝死後編纂分)。以上の3本は、異国日記刊行会編『影印本異国日記——金地院崇伝外交文書集成——』東京美術、1989年、所収。往→『異国往来』出→『異国出契』。以上の2本は、国立公文書館内閣文庫写本。異往→『異国往復書翰集・増訂異国日記抄(異国叢書)』雄松堂、1966年復刊。本→「本受享文書」(東京大学史料編纂所影写本)。羅山→『林羅山文集』弘文社、1930年。統善→『統善隣国宝記』。外→『外蕃通書』(『近藤正齋全集』第一巻、第一書房、1976年復刊)。通→『通航一覽』清文堂、1967年復刊。

(2) ⑤は実際には発給されなかった。

